

平成24年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	災害弔慰金等負担金		担当部局庁	社会・援護局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和49年度		担当課室	総務課災害救助・救援対策室		古都 賢一		
会計区分	一般会計		施策名	VII-3-1 災害に際し応急的な支援を実施すること				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	災害弔慰金の支給等に関する法律第7条第2項、第9条		関係する計画、通知等	災害弔慰金等の国庫負担について				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	市町村が、自然災害により死亡した遺族に対して弔慰のために災害弔慰金を、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して災害障害見舞金をそれぞれ支給する。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	別添のとおり							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予 算 の 状 況	当初予算	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求	
		補正予算						
		繰越し等			118			
		計	140	140	258	140	140	
	執行額	114	80	258				
	執行率(%)	81%	57%	100%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		成果実績	単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (年度)
	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、自然災害によりお亡くなりになった方の御遺族に対し市町村が支給した災害弔慰金の費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない			-	-	-	-	
	達成度			%	-	-	-	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		活動実績 (当初見込み)	単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	災害弔慰金等の支給に関する法律に基づき、自然災害によりお亡くなりになった方の御遺族に対し市町村が支給した災害弔慰金の費用の一部を国が負担するものであり、成果指標の設定になじまない			%	-	-	-	-
					-	(-)	(-)	
単位当たり コスト	-		算出根拠	-				
平成 24 ・ 25 年度 予算 内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	給付金	140	140					
	計	140	140					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	東日本大震災の教訓も踏まえ、国民のニーズがあり、優先度が高い事業である。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	災害弔慰金の支給等に関する法律の趣旨・目的に照らして、国が地方公共団体へ国庫補助すべき事業である。
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、使途、費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	災害弔慰金等の支給に必要な費目に限定されている。
活動実績、成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	－	※類似事業名とその所管部局・府省名	
－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		
点検結果	<p>本事業は、災害に対しお亡くなりになられた方に対し、行政(国・都道府県・市町村)が御遺族に対し弔慰を示すものであることから、コストの削減等の点検にはなじまない。また支給に当たっては法に基づき、適切に災害弔慰金が支給されている。</p>		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>本経費は、予見できない災害の発生に備えた経費であるため、効率化は困難であり、引き続き一定の予算額を確保する必要がある。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
現状通り	<p>・引き続き一定の予算額を確保</p>		
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
<p>関連する過去のレビューシートの事業番号</p>			
平成22年行政事業レビュー	-	平成23年行政事業レビュー	389

※平成23年度実績を記入

厚生労働省
258百万円

災害弔慰金を支給した市町村を
含む都道府県に対し、災害弔慰
金の支給等に関する法律第7条
第2項に定める負担割合(都道府
県負担額の2/3)を交付



A 23県
258百万円

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単
位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロック
 ごとに最大の
 金額が支出され
 ている者につい
 て記載する。費
 目と使途の双方
 で実情が分かる
 ように記載)

A.和歌山県			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
給付金	災害弔慰金	83			
計		83	計		0
B.			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	和歌山県	災害弔慰金等の支給	83		
2	新潟県	災害弔慰金等の支給	48		
3	奈良県	災害弔慰金等の支給	30		
4	青森県	災害弔慰金等の支給	19		
5	長野県	災害弔慰金等の支給	16		
6	福井県	災害弔慰金等の支給	8		
7	神奈川県	災害弔慰金等の支給	6		
8	岐阜県	災害弔慰金等の支給	5		
9	静岡県	災害弔慰金等の支給	5		
10	三重県	災害弔慰金等の支給	5		

災害弔慰金、災害障害見舞金の概要

○「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48年9月18日法律第82号）

1. 災害弔慰金の支給

- (1) 実施主体 市町村（特別区を含む）
- (2) 対象災害 自然災害
- ・ 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害
 - ・ 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害
 - ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害
 - ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害
- (3) 受給遺族 配偶者、子、父母、孫、祖父母
- (4) 支給額
- | | |
|-----------------|-------|
| ア. 生計維持者が死亡した場合 | 500万円 |
| イ. その他の者が死亡した場合 | 250万円 |
- (5) 費用負担 国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

2. 災害障害見舞金の支給（昭和57年8月から）

- (1) 実施主体 1に同じ
- (2) 対象災害 1に同じ
- (3) 受給者 (2)により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
- (4) 支給額
- | | |
|----------|-------|
| ア. 生計維持者 | 250万円 |
| イ. その他の者 | 125万円 |
- (5) 費用負担 1に同じ